

熊本市旧学校利用施設条例の制定について

熊本市旧学校利用施設条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市旧学校利用施設条例

(設置)

第1条 廃止後の市立学校施設の有効活用を図るとともに、地域住民の社会教育活動等を推進するため、旧学校利用施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
旧松尾東小学校	熊本市西区上松尾町2880番地
旧松尾西小学校	熊本市西区西松尾町4456番地1
旧松尾北小学校	熊本市西区松尾町平山255番地

(供用日及び供用時間)

第3条 施設の供用日は、1月4日から12月28日までとする。ただし、教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は供用を休止することができる。

2 施設の供用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 日中 午前9時から午後5時まで

(2) 夜間 午後7時30分から午後9時30分まで

3 前項第1号の規定にかかわらず、委員会が特に必要があると認めるときは、日中の供用時間を繰り上げ、又は延長することができる。

- 4 第2項第2号の規定にかかわらず、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日においては、夜間の供用は行わない。

（使用許可の申請等）

第4条 施設（施設の附属設備を含む。以下本則において同じ。）の専用使用をしようとする者は、委員会に許可の申請をしなければならない。

- 2 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しないことができる。

- (1) 善良の風俗又は公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 施設の管理上支障があるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が不相当と認めるとき。

- 3 委員会は、施設の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可（以下「使用許可」という。）に条件を付することができる。

（使用許可の取消し等）

第5条 委員会は、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可に付した条件を変更し、使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けても、市はその責めを負わない。

- (1) 前条第2項第1号から第4号までに規定する事由が生じたとき。
- (2) この条例又はこれに基づく規則等に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4) 使用許可に付した条件に違反したとき。
- (5) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員会が使用を不相当と認めるとき。

（使用料）

第6条 使用者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の使用料について特に必要があると認めるときは、これを減免することができる。

4 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で市長が必要があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 災害その他不可抗力により使用を中止し、又は使用することができないとき。

(2) 使用者が使用の日の7日前までに施設の使用を取りやめ、かつ、その旨を届け出たとき。

(3) 管理上の必要により使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命じたとき。

(特別の設備)

第7条 使用者は、施設に特別な設備をしようとするときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

2 委員会は、施設の管理上必要と認めたときは、使用者の負担において必要な設備をさせることができる。

3 使用者は、前2項に規定する設備をしたときは、施設の使用終了後直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第8条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に施設を使用してはならない。

2 使用者は、施設を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第9条 使用者は、施設の使用を終了したとき、又は第5条の規定により使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、施設を毀損し、若しくは滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

## 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

### 別表（第6条関係）

#### (1) 日中施設使用料

区分	単位	使用料
グラウンド	1時間につき	100円
体育館	1時間につき	200円

#### 備考

- 1 この表は、施設の供用時間のうち日中の使用について適用する。
- 2 使用時間には、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。
- 3 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。

#### (2) 日中照明使用料

区分	単位	使用料
グラウンド	1時間につき	600円
体育館	1時間につき	300円

#### 備考

- 1 この表は、施設の供用時間のうち日中の使用について適用する。
- 2 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。

#### (3) 夜間施設使用料

区分	単位	使用料
グラウンド（照明を含む。）	1回につき	1,700円
体育館（照明を含む。）	1回につき	1,400円

備考 この表は、施設の供用時間のうち夜間の使用について適用する。

#### (提出理由)

廃止後の市立学校施設の有効活用を図るとともに、地域住民の社会教育活動等を

推進するための旧学校利用施設を設置するため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。